

2024年12月18日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
在宅介護委員会 常務理事 山浦 竜雄
医療保険委員会 常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会を通して日本薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

◇ 今回の対象者：すべての薬局

◇ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」が令和6年12月2日に施行されました。

◇ これに伴い、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス、及び標記ガイダンスに関するQ&A（事例集）が一部改正されましたのでご確認ください。

◇ なお、本改正以降も最大1年間、従来の保険証に係る取扱いについては従前の例となりますので、ご注意ください。

※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/66156/>

（令和6年12月9日付 日薬業発第325号より抜粋）

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイダンス」の一部改正について（通知）

標記につきまして、個人情報保護委員会事務局長及び厚生労働省医薬局長等より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」が令和6年12月2日に施行されたことに伴い、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを一部改正するものです。

なお、本改正以降も最大1年間、従来の保険証に係る取扱いについては従前の例となりますので、ご注意ください。

貴会におかれましては、会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

<別添>

- ・ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」の一部改正について（通知）
（令和6年12月2日付け、個情第2678号等）

個人情報保護委員会ホームページ > 個人情報保護法等 > 法令・ガイドライン等 > 特定分野ガイドライン

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines/#iryokanren>